

施設等利用給付認定変更手続きについて

保育の必要性の認定変更時の注意点

- ・ 月の途中で育児休業から復職する場合等の理由で、当月より認定の変更が必要となる場合は、事前に手続きすることで当月から変更できる場合もあります。
- 認定変更には、マイナンバーの記載・提示と申請者の本人確認が必要となります。
- 記載したすべての方のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード、申請者の本人確認書類を用意してください。
- (郵送の場合は、各書類のコピーを添付していただきます)詳しくは施設利用給付係までお問合せください。

変更内容		必要書類	
住 所	江戸川区内で転居した	「施設等利用給付認定変更届」	
	江戸川区外へ転出した	「施設等利用給付認定取消(取下)申請書」	
保護者の連絡先が変更になった		「施設等利用給付認定変更届」	
氏名変更	認定子ども、保護者、 その他同居親族等	「施設等利用給付認定変更届」	
家族構成 変更	保護者の離婚が成立し、 別居した	「施設等利用給付認定変更届」	
	保護者が結婚した (未届の同居開始含む)	「施設等利用給付認定変更届」 + 結婚(同居)した相手が保育困難である事由を証明する書類(就労証明書等)	
	上記以外の変更	「施設等利用給付認定変更届」	
事由	勤務先 変更	就職(転職)する	新しい勤務先の「就労証明書」+「施設等利用給付認定変更届」 1
		自営業を開業する	「就労証明書」+開業することを客観的に証明できる書類(開業届等) +「施設等利用給付認定変更届」 1
		育休明け復職する	「就労証明書」+「施設等利用給付認定変更届」 1
	求職活動をする		「就職活動状況報告書」+「施設等利用給付認定変更届」 (注)求職活動の認定期間は3カ月です。
	妊娠・出産した		母子手帳のコピー(表紙と分娩予定日記載のページ)+「施設等利用給付認定変更届」 (注)妊娠・出産で認定できる期間は出産予定日の前後2カ月です。 2
	育児休業を取得する 又は延長する		「就労証明書」+「施設等利用給付認定変更届」 1
	疾病・障害	病気になった	病気によるお子さんの保育への影響が具体的に記載された「診断書」 +「施設等利用給付認定変更届」
		障害者手帳が 交付された	障害者手帳のコピー+「施設等利用給付認定変更届」 3
	介護・看護をする		「介護・看護状況申告書」+介護・看護を受ける方の「診断書」等 3 +「施設等利用給付認定変更届」
	就学する		「施設等利用給付認定変更届」+在学証明書+時間割表
保育の必要性がなくなった		「施設等利用給付認定取消(取下)申請書」	

- 1 「就労証明書」は勤務開始後(または復職日)から2週間以内にご提出ください。
 - 2 期間の終了日を、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに変更することも可能です。
変更を希望する場合は出産後、施設利用給付係にお問合せください。
 - 3 障害者手帳のコピーは区内在住の場合不要です。
- (注)上記以外にも書類が必要になる場合があります。追加で提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

【書類提出先】 江戸川区子ども家庭部子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番)
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 提出は郵送でも受け付けます。

【お問合せ先】 子育て支援課施設利用給付係 03-5662-1012

各種用紙は、子育て支援課施設利用給付係窓口にあります。江戸川区ホームページからもダウンロードできます。